

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日		
条例の題名	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例		公 布 日	昭和41年12月27日	
条例番号	昭和41年三重県条例第62号		直近改正日	平成23年12月27日	
所管部局課	企業庁企業総務課		電 話 番 号	059-224-2822	
条例の概要	地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、企業庁企業職員の給与の種類及び基準を定めるものである。			条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、条例によって設立団体の議会の議決に係らしめることで、その公平性を担保するものであることから、企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める必要がある。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい			
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい			
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方公営企業法第38条第4項		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	初任給調整手当など、近年支給実績が無い点について、必要性の有無を検討する。		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	初任給調整手当など、近年支給実績が無い点について、必要性の有無を検討する。		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	条例第25条において、管理者への委任規定がすべての条項に対して適用されているため、条例第5条の2第3項にのみ、特別に管理者への委任を規定する必要があるかを検討する。		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	条例第22条と地方公務員の育児休業等に関する法律第4条第2項との内容が重複しているため、個々の規定で整理できるかを検討する。		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。			無